

取扱説明書



アルミ合金製マニュアルリフト AL シリーズ

AL48・AL65



※御使用前に必ずお読み下さい

この取扱説明書をよくお読みのうえ、正しくお使いください。

この取扱説明書は、いつでも見ることができる所に必ず保管してください。

〒275-0016

千葉県習志野市津田沼 5-12-12

株式会社アクセス

TEL: 047-481-8721

FAX: 047-481-8722

目 次

製品仕様書	2
1. 各部の名称	3
2. 安全上の注意	4
2-1. 安定性	4
2-2. 衝突・転落の危険	5
2.1 衝突の危険	5
2.2 転落の危険	5
2-3. 感電の危険	6
2-4. 作業台移動時の危険	7
3. 設置手順	8
3-1. 設置場所の決定	8
3-2. アウトリガーのセッティング	8
3-3. バスケット（上部台）の立上げ	9
4. 上昇手順	10
4-1. 上部台の上昇	10
4-2. 安全ストップバーの固定	10
5. 搭乗手順	11
5-1. 搭乗前の確認	11
5-2. バスケット（上部台）への搭乗	11
6. 注意事項	12
6-1. 使用時の注意事項	12
6-2. 保管時の注意事項	13
6. トラブルシューティング	13
7. 年次点検サービスのご案内	14

製品仕様書

製品名	アルミ合金製マニュアルリフト（高所作業台）
商品名	AL48・AL65
製造国	日本
国内発売元	株式会社アクセス

型 式		AL48	AL65
作業可能高さ		4.8m	6.5m
作業床高さ		2.8m	4.5m
最大積載荷重		150 kg	150 kg
作業床サイズ		700 mm × 700 mm	700 mm × 700 mm
本体寸法	全 高	1740 mm	2040 mm
	全 長	1120 mm	1400 mm
	全 幅	760 mm	760 mm
	自 重	125 kg	215 kg
作業台手摺高		980 mm	980 mm
アウトリガー	横	1250 mm	1700 mm
	縦	1250 mm	1700 mm
壁面寄付き	前面	330 mm	555 mm
	側面	330 mm	555 mm
上昇方式		手動ワインチ巻上げ式	手動ワインチ巻上げ式
床固定方式		ジャッキ式アウトリガー	ジャッキ式アウトリガー

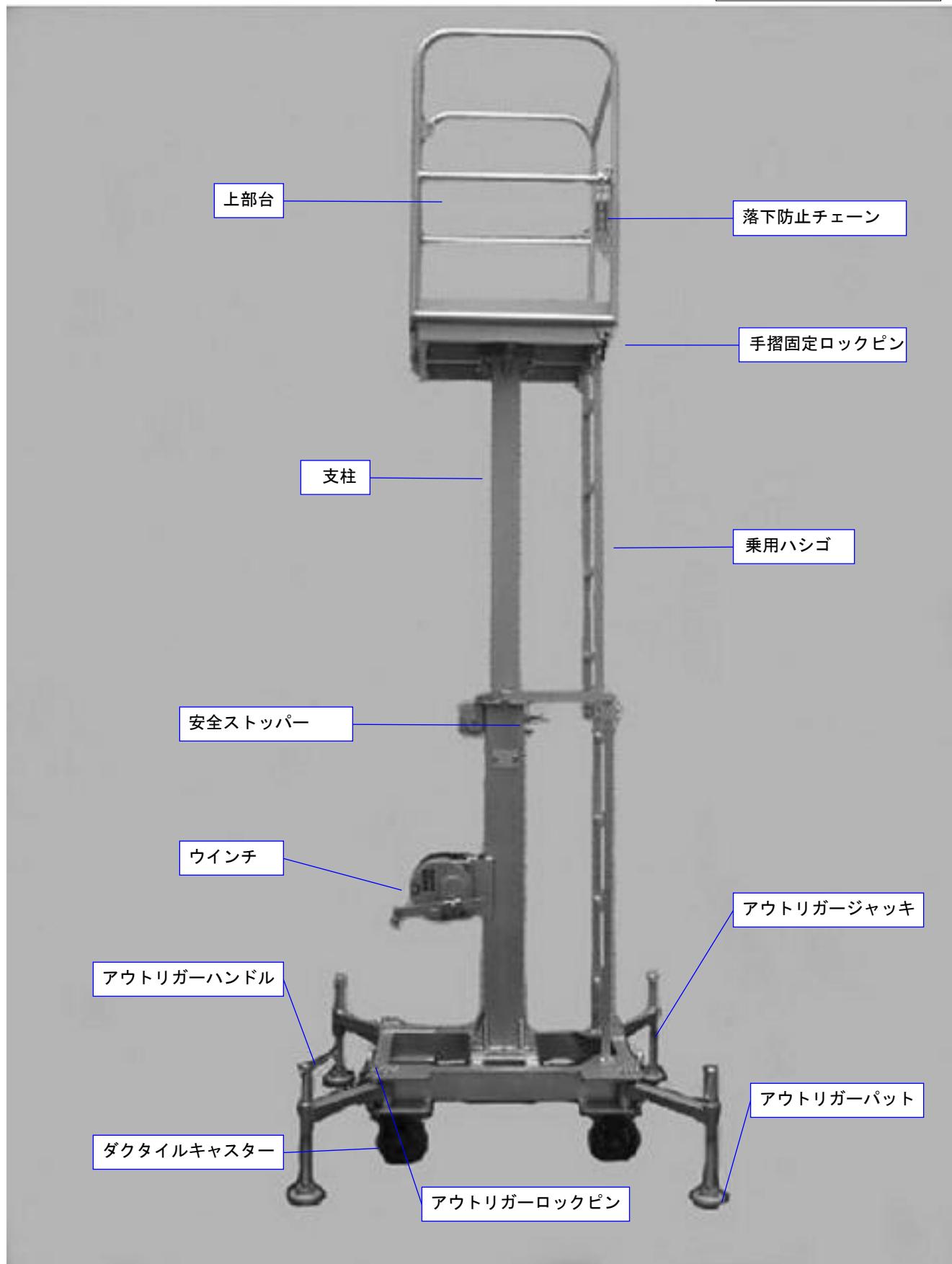
(※) AL65 には台車の上に手押しバーが付きます。

(※) AL48 は伸縮式 2 段ハシゴ、AL65 は伸縮式 3 段ハシゴが付きます。

この高所作業台は労働安全衛生法上の「高所作業車」に該当しない為に、ライセンスフリーで御使用頂けますが、次頁以降の取扱説明や注意事項を十分に御留意の上で御使用下さいますようお願い致します。

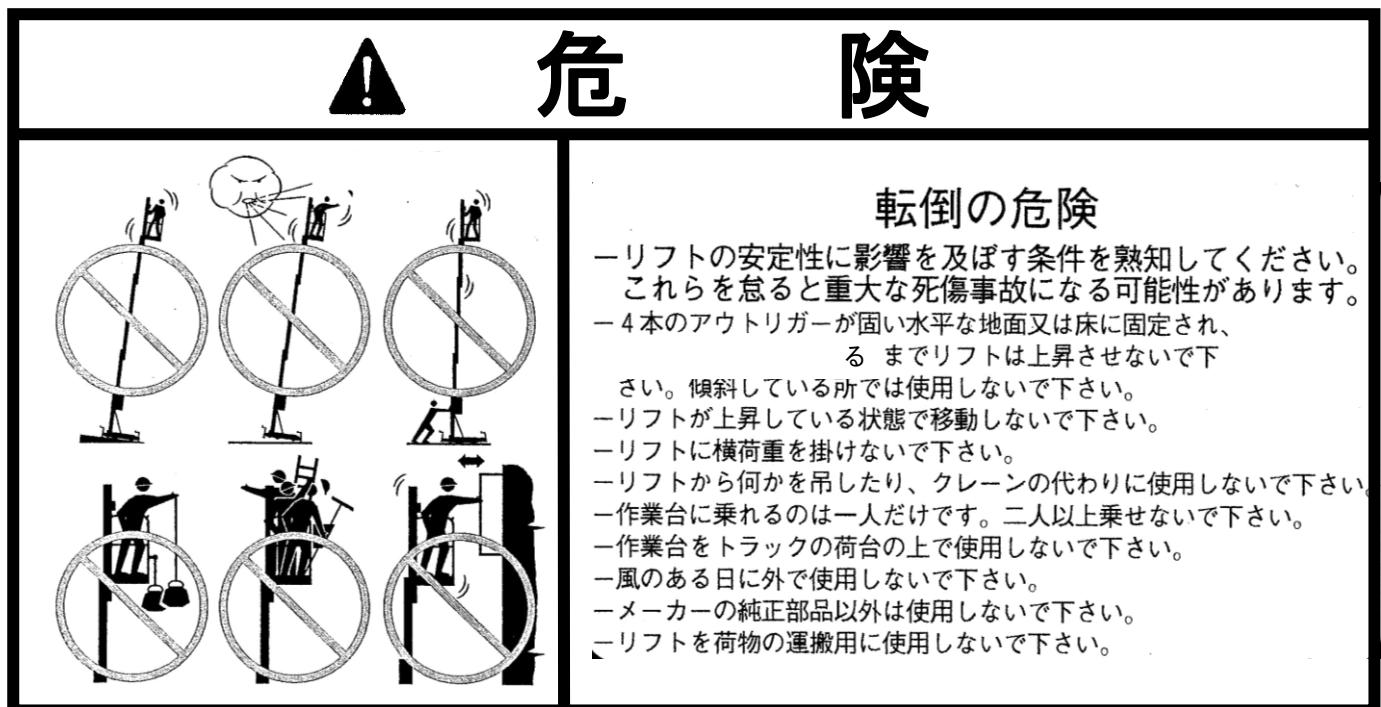
1. 各部の名称

写真は AL48



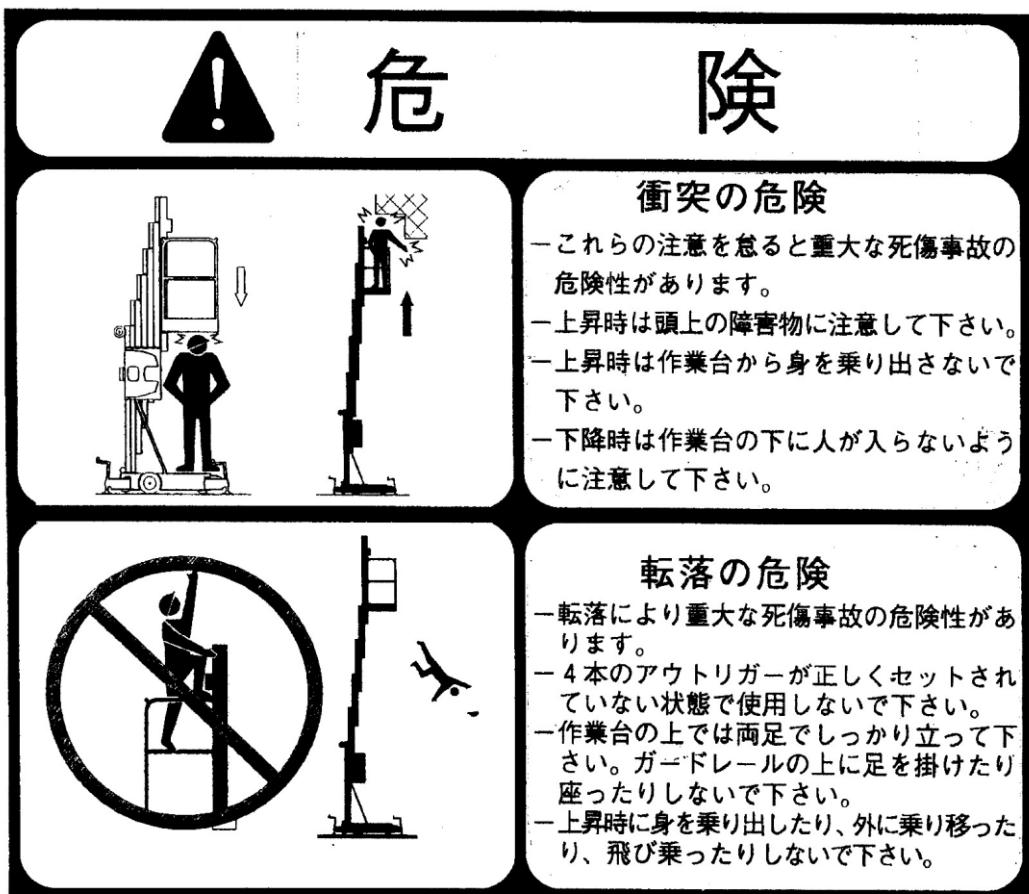
2. 安全上の注意

2-1. 安定性



- 作業台の安全性に影響を及ぼす条件を熟知してください。これらを怠ると重大な死傷事故になる可能性があります。
- 使用する前に、障害物、穴、落下物、地面あるいは床、周辺で作業をしている人など、作業場の状況をチェックして下さい。リフトを使用する場所が水平であること、過荷重でないことを確認して下さい。
- 上部台を上昇させる時は、ベースの水平が取れていること、アウトリガーが正しくセットされていることを確認して下さい。
- 上部台は固い水平な地面又は床でのみ使用して下さい。作業台を穴、落下物、段差の縁などの近くでは使用しないで下さい。
- 上昇時に急な動き、負荷の追加などは避けて下さい。
- 過荷重は絶対に掛けないで下さい。
- 風のある日に屋外での使用はしないで下さい。
- 作業台に対し横荷重は掛けないで下さい。
- 上部台上昇時にはヘルメットを装着して下さい。

2-2. 衝突・転落の危険



2.1 衝突の危険

作業台を使用するときは、周りの状況に注意して下さい。上昇・下降時に外部の障害物が作業台や作業者に触れない様注意して下さい。もし触れた場合は、一旦下まで降りて損傷を調べて下さい。

上昇・下降時は常に上下、左右、前後に何があるか注意して下さい。もしよく見えない場合は、下の見張り役の人へ聞いてください。

下降時に作業台の下に人が入らないように注意して下さい。

2.2 転落の危険

使用者は作業台から落ちないよう細心の注意を払って下さい。転落は重大な死傷事故の危険性があります。

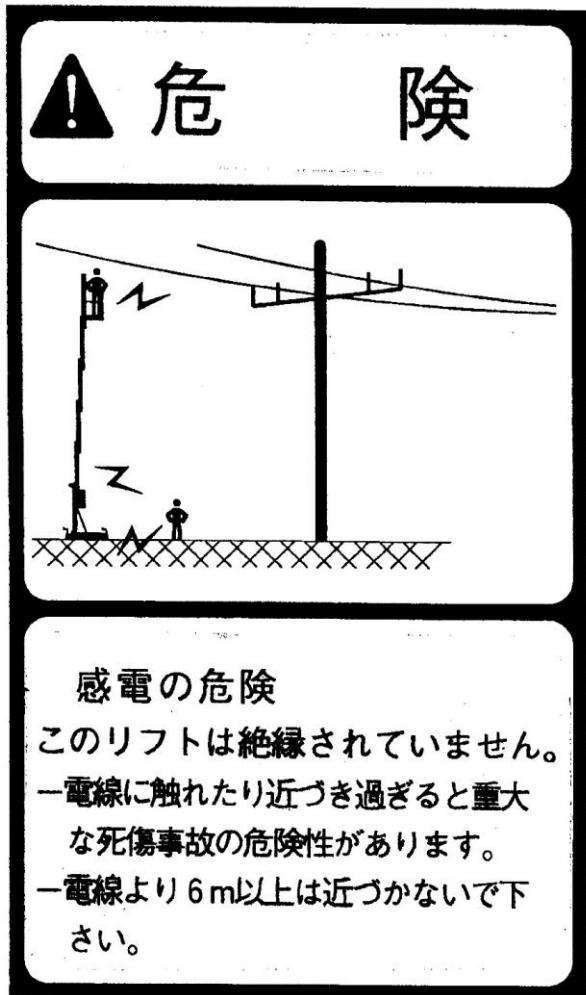
乗り降り口の落下防止チェーンが閉じていることを確認してから上昇を開始して下さい。

作業台の上では両足でしっかり立って下さい。ガードレールの上に足を掛けたり座ったりしないで下さい。上昇時に身を乗り出したり、外に乗り移ったり、飛び乗ったりしないで下さい。

作業台は常にきれいにしておいて下さい。

作業台は必ず正しい方法で昇降して下さい。

2-3. 感電の危険



- ・電線の近くでは決して使用しないで下さい。
- ・常に電線より6m以上離して使用して下さい。
- ・電線に触れたり近づき過ぎると、重大な死傷事故の危険性があります。
- ・電力会社に通知することなく、電線の近くで使用しないで下さい。必要な時は電源を切ってから使用して下さい。
- ・電線があつたら、全て通電状態であると思って下さい。
- ・もし作業台が電線に触れた時は、電気が切られるまで、作業台に触れないで下さい。

使用者は、全て近くの人に感電の危険を警告する責任があります。

作業台は絶縁されていません。使用中は関係者以外は作業台に近付けないようにして下さい。

作業台が電線に触れると、たとえ作業台の使用者が感電しなくとも、周りの人に重大な結果をもたらす危険があります。

電線に接触しなくても感電することはあります。特に高電圧の場合は危険ですが、低電圧でも注意が必要です。

作業台は電線より6m以上は離してセットして下さい。

アース線をとっても効果はありません。

2-4. 作業台移動時の危険

■作業台を移動する時の注意点

- ・上部台は一番下まで下げて下さい。
- ・上部台には誰も乗らないで下さい。
- ・アウトリガーは全て格納して下さい。
- ・前方が確認しづらい場合は誘導員を配置して下さい。
- ・狭い所を通る時は十分に注意して下さい。(ドアノブなど)
- ・傾斜地を移動する時は十分に注意して下さい。上り坂では本体自重による戻り、下り坂では本体自重による急加速が考えられます。必要に応じた人員を確保して下さい。本体に勢いが付くと1人では止められません。

3. 設置手順

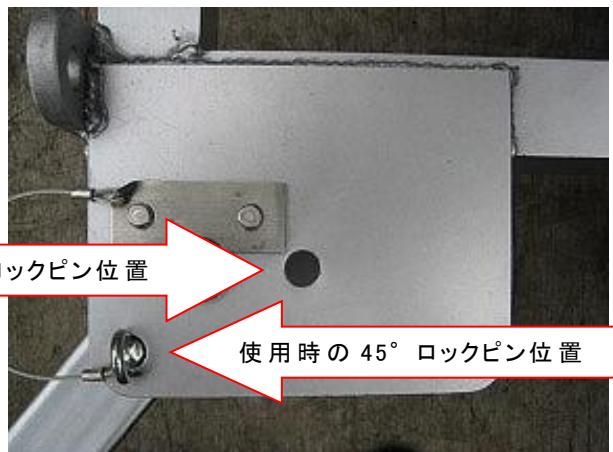
3-1. 設置場所の決定

作業台を使用する場所まで移動させたら、アウトリガーをセットできるスペースが確保できる事を確認して下さい。又、その場所の床面が硬く水平である事も確認して下さい。

3-2. アウトリガーのセッティング

アウトリガーロックピンを引き抜いて、アウトリガーを 45° に開き、その位置で固定できるピンホールにロックピンを差し込んで下さい。ベース台車の四隅に合計4本のアウトリガーがありますので、同じ要領でアウトリガーを引き出して下さい。

壁際に寄せ過ぎるとアウトリガーを開く事ができません。



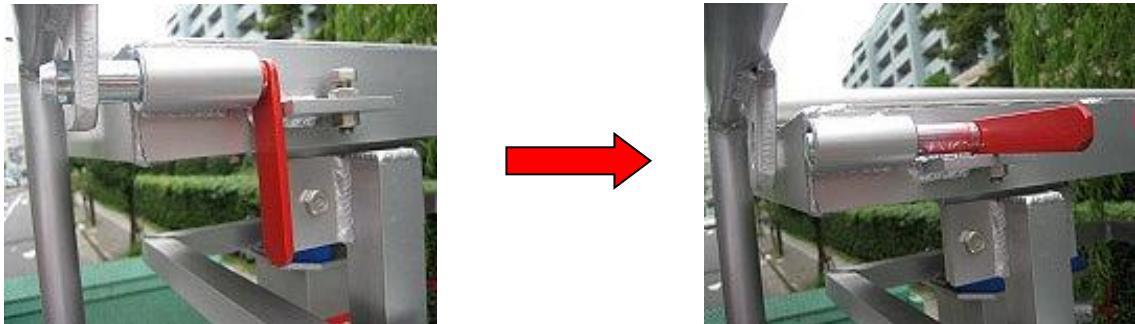
次にアウトリガージャッキ上部にあるハンドルを時計回りに回して、アウトリガーパットを床に確実に接地させて下さい。ハンドルを回して締め具合に手ごたえを感じ、車輪が浮き上がらない程度で固定して下さい。4本のアウトリガーを同様に固定し、最後に台車の水平を確認して下さい。水平でない場合は各アウトリガーハンドルを回して調整して下さい。(水準器は装備されていません)



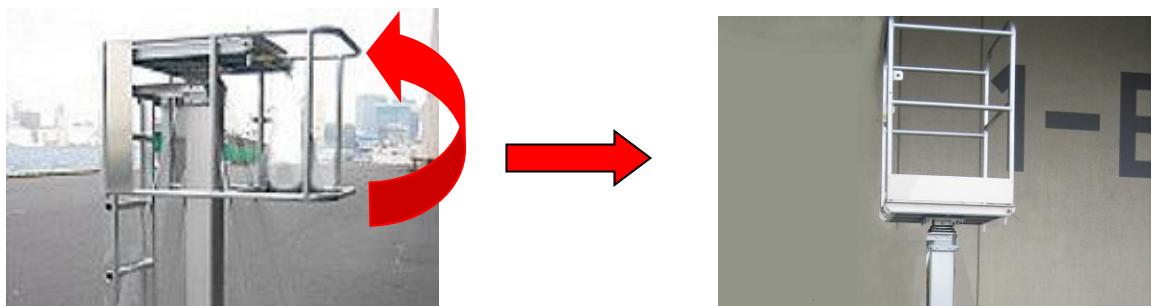
3-3. バスケット（上部台）の立上げ

収納時に横に倒れているバスケットを垂直に立上げ、人が乗込める状態を作ります。

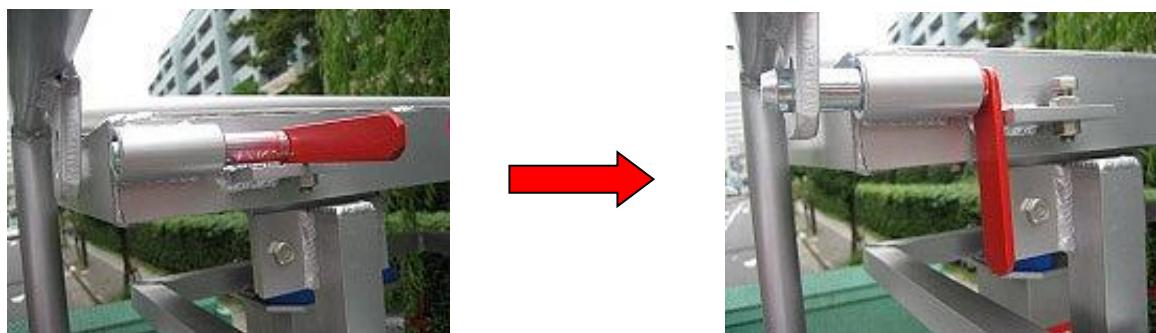
上部台の床付近にある赤い手摺固定ロックピンを手前にお越しで横方向にスライドさせてロックを解除します。（左右 2箇所にありますので同じ操作をして下さい）



次に上部台の手摺を持って 90° 上に持ち上げ、上部台を直立させます。



手摺固定ロックピンを元の位置に戻して、確実にロックをかけて下さい。（左右 2箇所）



作業終了後に上部台を収納する際は、手順が上記と逆になりますが、手摺固定ロックピンを 2 箇所開放すると急にバスケット（上部台）が下側に倒れてしまいます。

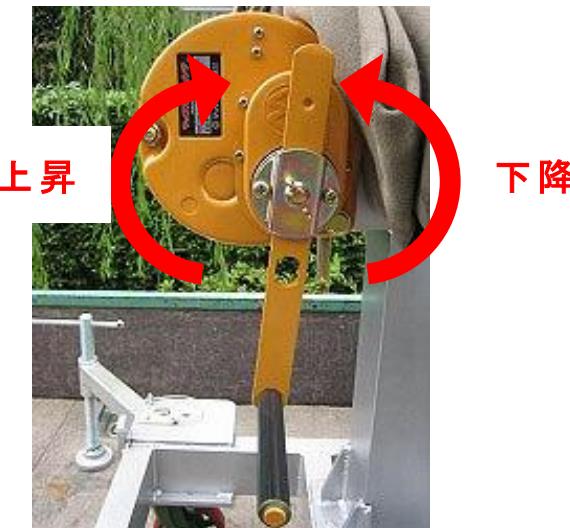
頭部にぶつかったり手を挟まれたりする危険がありますので、ロックピンを開放する前にしっかりと手でバスケット（上部台）を支えながら作業をして下さい。

4. 上昇手順

4-1. 上部台の上昇

ワインチを巻き上部台を必要高さまで上昇させます。任意の高さで止める事もできます。又、最高高さまで上昇するとワインチはそれ以上回りませんので、無理にそれ以上回すと故障の原因となります。

ワインチを時計回り（右）に
回すと上昇し、反時計回り（左）
に回すと下降します。



4-2. 安全ストッパーの固定

上部台を上昇させたら、安全の為に支柱の側面にある赤い安全ストッパーを時計回り（右）に回して、万一のワイヤー切断による落下事故を防止して下さい。

AL48には1箇所、AL65には2箇所の安全ストッパーが付いています。

上部台を下降させる時は安全ストッパーを反時計回りに回して開放して下さい。開放しないとワインチを回しても上部台は下降しません。



5. 搭乗手順

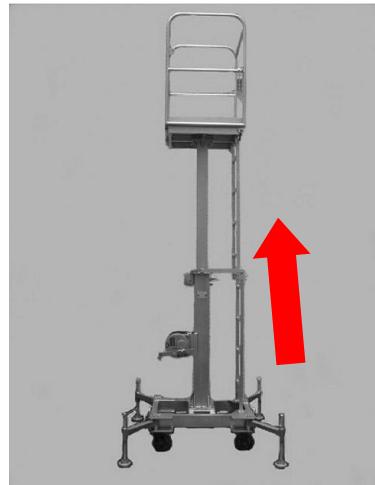
5-1. 搭乗前の確認

搭乗前の最終チェックとして、以下の各項を確認して下さい。

1. 4本のアウトリガーは正しく 45° の位置に開いているか？ (3-2)
2. 4本のアウトリガーの根元にあるロックピンは正しくセットされたか？ (3-2)
3. 4本のアウトリガーパットは確実に接地しているか？ (3-2)
4. アウトリガー設置後に本体の水平を確認したか？ (3-2)
5. バスケット立上げの際に 2箇所のスライドロックを確実にセットしたか？ (3-5)
6. 各マストにある安全ストッパーは確実に締まっているか？ (4-2)
7. 作業台の自然降下は発生していないか？
8. ヘルメットを着用したか？

5-2. バスケット（上部台）への搭乗

5-1 の各項の確認が出来たら周囲の安全を確認し、本体側面のハシゴよりバスケット（上部台）に上がります。



上部台まで上がったら、落下防止チェーンを開けて、中に乗込みます。乗込んだら確実にチェーンを掛けて下さい。



6. 注意事項

6-1. 使用時の注意事項

1、積載荷重と搭乗定員の厳守

2ページの製品仕様書に記載されている最大積載荷重を厳守して下さい。

又、この機械の搭乗定員はどの機種も1名です。積載荷重を超過するとバランスを崩し転倒する危険があります。

2、カゴからの乗出しや乗移りの禁止

バスケット（上部台）から乗出したり、手摺の中段に上ったり、バスケット内から他の場所に乗移ったりする事は、機械の転倒や搭乗員の落下の原因となりますので絶対に行わないで下さい。（乗移りは法令でも禁止されています）

3、上昇時の移動の禁止

上部台が上昇している時は、アウトリガーを緩めたり本体を移動したりしないで下さい。転倒の危険があります。本体を移動する際は、必ず上部台を一番下に下ろして搭乗者が降りた後に行って下さい。

4、作業場所の安全確保

上部台の上昇時はその直下には立入らないで下さい。又、本体の設置場所の周囲には監視員や誘導員の配置、安全囲いの設置など、適宜に処置を講じて下さい。

5、用途以外での使用の禁止

高所作業台としての使用目的以外の、荷揚げ、架台、昇降機などとしての使用を禁止します。このような使用で発生した事故については保証の対象外となります。

6、異常時の使用中止

通常とは違う異音や振動などを察知した場合は速やかに下降し、異常箇所を見つけて下さい。原因が分からない場合は弊社サービス窓口までご連絡下さい。異常が取り除かれる迄は使用を中止して下さい。

株式会社アクセス サービス窓口
千葉県習志野市津田沼 5-12-12
TEL 047-481-8721
FAX 047-481-8722

6-2. 保管時の注意事項

チリや埃の排除

グリスを使用している伸縮マストやハシゴ、アウトリガージャッキなどは、チリや埃が溜まると動きが悪くなり不具合を起こしやすくなります。

又、作業で発生した切りくずや塗料などが動作部分に詰まると思わぬ故障に繋がります。常時清掃を行ない、暫く機械を使用しない時でも月1回は上昇させて正常な作動をするかを確認して下さい。

6. トラブルシューティング

症状 : 上昇しない	
原因	対策
ワインチの潤滑不良	ワインチに注油
ワインチの故障	ワインチの交換（メーカー修理）
安全ストッパーが作動	安全ストッパーを解放する
支柱の歪み	マストの交換（メーカー修理）
ワインチ内ワイヤーの絡み	ワインチの逆回転（改善しなければメーカー修理）
症状 : 自然降下する	
原因	対策
安全ストッパーの締め忘れ	安全ストッパーを締める
ワインチブレーキ故障	ワインチ交換（メーカー修理）
症状 : 下降しない	
安全ストッパー未開放	安全ストッパーを緩める
ワインチ内ブレーキ作動	上昇側に少し回してから下降側に回す
ワインチ内ブレーキ故障	ワインチの交換（メーカー修理）
支柱の歪み	マストの交換（メーカー修理）

7. 年次点検サービスのご案内

この度は保証期間(1年間)終了後の、高所作業台(リフト)年次点検の御案内を申し上げますので、御検討の程、宜しく御願い申し上げます。

○高所作業車と作業台の違いは?

~一番の違いは「動力を用いた走行(自走)装置の有無)になります。

人力で水平移動の可能な機械は作業車ではなく作業台になります。

○なぜ、年次点検が必要なのでしょう?

~高所作業車の年次点検は次の関係法令により「年1回の実施」が定められております。

また、法律上点検の義務はございませんが、「仮設機材認定基準とその解説」で高所作業台の年次点検も高所作業車に準ずる形での年次点検の実施が望ましいとしています。

【高所作業車は以下の通り法定検査義務があります】

特定自主検査の対象機械は労働安全衛生法(以下「安衛法」という。)第45条第2項に定められた機械等で、安衛法施行令第15条第1項「定期に自主検査を行うべき機械等」により、同法施行令第13条第12号(動力により駆動されるプレス機械)、第8号、第9号、第33号および第34号になります。

尚、高所作業台に関しましては、厚生労働省労働基準局監修による、社団法人仮設工業会編集・発行の「仮設機材認定基準とその解説」には、その使用基準が明確に定められています。さらに、法令等に関係なく使用機材の整備不良から重大な事故に繋がる恐れも十分に考えられます。さらに未然に故障を防ぐという意味でも年次点検は必要となります。

○高所作業台年次点検サービスの内容

①弊社の技術専門スタッフが、御打合せさせていただいた日時に現地にお伺いします。

点検内容は次の通りです。

○ワイヤー、マスト、安全ストッパー、ワインチ、アウトリガーキャスター

他、全18項目(※型式により項目数の変更はあります。)

②点検実施日を起算日とした、1年間有効の品質保証書を発行させていただきます。これは、御客様が取扱説明書に基づいた使用方法にて御利用になられた上で不具合が発生した際には、弊社が責任を持って対応するものです(但、部品代金は別途。)。

③点検終了後に3年間保管義務のある「年次点検記録証明書」を発行させていただきます。

御見積書御希望の際には、御気軽に弊社担当まで御問合せ下さい。

《株式会社アクセス Tel:047-481-8721 Fax:047-481-8722》